

令和6年 No24

○国立大学法人東京学芸大学事務組織規則の一部を改正する規則の制定

改正理由

事務分掌の見直し，推進本部の名称変更，アート・アスレチック教育センターの設置及び係の追加に伴い，所要の改正を行うものである。

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和6年3月28日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和6年規則第24号

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則（平成16年規則第3号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則の一部改正について

改正理由：事務分掌の見直し，推進本部の名称変更，アート・アスレチック教育センターの設置及び係の追加に伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(係) 第6条 第2条の室及び第4条の課に，別表に掲げる係を置く。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(入試課) 第11条 入試課においては，主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(4) 〔省略〕 (5) アドミッションオフィスの業務に関し，連絡調整すること。 <u>(6) 入試広報に関すること。</u> <u>(7) 所掌事務の調査及び報告に関すること。</u> <u>(8) その他入学者選抜に関すること。</u></p> <p>〔省略〕</p> <p>(先端教育推進課) 第13条 先端教育推進課においては，主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(4) 〔省略〕 (5) <u>教育者研修推進本部</u>の業務に関し，連絡調整すること。 (6)～(11) 〔省略〕</p> <p>第2節 総務部 (総務課) 第14条 総務課においては，主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(18) 〔省略〕 2 広報・基金室においては，主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。 (1) 大学広報に関し，企画立案し，及び連絡調整すること。</p>	<p>〔省略〕</p> <p>(係) 第6条 第2条の室及び第4条の課に，別表に掲げる係を置く。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(入試課) 第11条 入試課においては，主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(4) 〔省略〕 (5) アドミッションオフィスの業務に関し，連絡調整すること。</p> <p><u>(6) 所掌事務の調査及び報告に関すること。</u> <u>(7) その他入学者選抜に関すること。</u></p> <p>〔省略〕</p> <p>(先端教育推進課) 第13条 先端教育推進課においては，主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(4) 〔省略〕 (5) <u>現職教員研修推進本部</u>の業務に関し，連絡調整すること。 (6)～(11) 〔省略〕</p> <p>第2節 総務部 (総務課) 第14条 総務課においては，主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(18) 〔省略〕 2 広報・基金室においては，主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。 (1) 大学広報に関し，企画立案し，及び連絡調整すること。</p>

(2) 大学情報の発信のための情報収集及び大学情報の発信（入試課及び経営企画室の所掌に属することを除く。）に関すること。

(3)～(7) 〔省略〕

〔省略〕

(研究・連携推進課)

第22条 研究・連携推進課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1)～(9) 〔省略〕

(10) 教育インキュベーション推進機構の運営に関すること並びに教育インキュベーションセンター、こどもの学び困難支援センター、アート・アスレチック教育センター及びOECD日本共同研究プロジェクトの業務に関すること。

(11)～(18) 〔省略〕

〔省略〕

第4節 経営企画室

(経営企画室)

第24条 経営企画室においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 〔省略〕

(2) 全学戦略・広報本部の業務に関し、連絡調整すること。

(3)～(7) 〔省略〕

〔省略〕

別表（第6条関係）

〔省略〕		
総務部	〔省略〕	
	学術情報課	学術企画係 学術リソース管理係 利用者サービス係 <u>文献サービス係</u>

(2) 広報戦略推進本部の業務に関し、連絡調整すること。

(3) 大学情報の発信のための情報収集及び大学情報の発信に関すること。

(4)～(8) 〔省略〕

〔省略〕

(研究・連携推進課)

第22条 研究・連携推進課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1)～(9) 〔省略〕

(10) 教育インキュベーション推進機構の運営に関すること並びに教育インキュベーションセンター、こどもの学び困難支援センター及びOECD日本共同研究プロジェクトの業務に関すること。

(11)～(18) 〔省略〕

〔省略〕

第4節 経営企画室

(経営企画室)

第24条 経営企画室においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 〔省略〕

(2) 戦略評価推進本部の業務に関し、連絡調整すること。

(3)～(7) 〔省略〕

〔省略〕

別表（第6条関係）

〔省略〕		
総務部	〔省略〕	
	学術情報課	学術企画係 学術リソース管理係 利用者サービス係

		アーカイブ室	アーカイブ係			アーカイブ室	アーカイブ係
	[省略]				[省略]		
[省略]				[省略]			
<u>附 則</u> <u>この規則は、令和6年4月1日から施行する。</u>							